

生活福祉資金貸付事業

(1) 生活福祉資金を活用した自立を促進する。

- ・低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行います。
- ・世帯の経済的自立、生活意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的に、安定した生活を送れるよう支援します。
- ・生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的・効率的な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。

- ◆貸付対象者◆
- ◎低所得者世帯…資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であつて、独立生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。
 - ◎障がい者世帯…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同等と認められる者。
 - ◎高齢者世帯…65歳以上の高齢者の属する世帯。

- ◆資金の種類◆
- ・総合支援資金（生活支援費・住居入居費・一時生活再建費）
 - ・福祉資金（福祉費・緊急小口資金・教育支援費・就学支援費）
 - ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

生活福祉資金 Q & A

Q 生活福祉資金 貸付制度って どんな制度？

A
低所得者の生活基盤を支えることを目的とした民生委員による「世帯更生運動」が昭和30年に「世帯更生資金」として制度化されたのが始まりです。生活福祉資金貸付制度は利用者の自立を目標として、生活支援と資金貸付を一体的に提供する福祉制度であることが大きな特徴です。



Q 他の公的資金を 利用している 場合は？

A
母子父子寡婦福祉資金の貸付対象者およびその他の公的資金を受けている方は原則として、資金の貸付対象にはなりません。ただし、特に当該世帯の自立と生活安定を促進するため必要があると認められるときは、貸付をすることができます。
まずは、それぞれの関係機関の窓口にご相談ください。

Q 民生委員・児童 委員の役割は？

A
民生委員は、資金の貸付対象となる世帯についてその状況を把握し、資金貸付の紹介等必要な援助を行うとともに、都道府県社協および市町村社協の貸付事業に協力し、借受人の生活の安定を図るために必要な相談・援助活動を行います。

Q この制度はだれでも 利用できるの？

A
貸付には具体的な使用目的が必要です。資金用途ごとに条件・基準等が定められています。貸付対象者は次のとおりです。

- 低所得者世帯
資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯
- 障害者世帯
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方を含む）の交付を受けている方の属する世帯
- 高齢者世帯
65歳以上の高齢者の属する世帯
（日常生活上療養または介護を必要とする高齢者等）

Q 総合支援資金や 緊急小口資金を 利用する際の要件は？

A
総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、就労支援をはじめ包括的な支援が必要であることから、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用を貸付の要件とすることになりました。

資金の貸付種類と対象内容

1 総合支援資金

【対象】低所得世帯

失業等、日常生活全般に困難を抱えた世帯に、継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と併せて生活再建に必要な生活資金

【貸付条件】以下のすべての条件に該当する世帯。

（原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受ける。）

- 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- 資金の貸付を受けようとする者の本人確認が可能であること
- 現に住居を有していること、または住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- 県社協が貸付および関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還が見込めること
- 失業等給付・生活保護・年金等の他の公的給付または公的貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

2 福祉資金

【対象】低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯

日常生活をおくる上で、または自立生活に資するために、一時的に必要な資金

- 開業や現在営んでいる事業を継続したい
- 仕事をするために必要な知識・技能を習得したい
- 福祉機器の購入や冠婚葬祭・出産等日常生活上一時的に費用が必要
- 住宅の増改築や補修をしたい
- 病気やけがの治療費や介護・障害福祉サービスを受ける費用が必要
- 火災や水害等で被害にあった時の復旧に費用が必要

3 教育支援資金

【対象】低所得世帯

学校教育法に規定する学校に就学するために必要な資金

- 高校・高専・短大・大学へ進学したい
- 専修学校へ進学したい
- 授業料・通学定期代が必要
- 入学金・制服・カバン等の入学にあたっての準備金が足りない

4 不動産担保型生活資金

【対象】高齢者世帯（共同住宅は対象となりません）

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者（要保護）世帯に、その不動産を担保に生活費を貸し付ける資金

【主な貸付条件】

- 世帯の構成員が原則として65歳以上であること
- 借入申込者が単独（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付を受けようとする場合に限り、共有している不動産を含む。）で所有している居住用不動産であること
- 一定以上の資産価値の居住用不動産を所有していること
 - 一 一般→1,000万円以上の土地
 - 一 要保護→500万円以上の土地および建物
- 居住用不動産に賃借権等の利用権および抵当権等の担保権が設定されていないこと

申込みに必要な書類

- ①借入申込書
- ②住民票(世帯主、続柄等すべて記載されたもの)
- ③健康保険証被保険者証
- ④所得・納税証明書(学生を除く)
- ⑤課税証明書および納税証明書(連帯保証人のみ)
- ⑥個人情報保護に関する同意書
- ⑦生活福祉資金貸付確認申請書
- ⑧その他、社会福祉協議会が指定する書類
(申請内容を確認できる書類を申請者に提出いただきます。)

貸付対象

借受人(借入申込者)

- 原則世帯主(生計中心者)を借受人とします。
- 現在、生活福祉資金貸付制度において連帯借受人および連帯保証人になっている方は貸付の申込みをすることはできません。

連帯借受人

- 借受人の返済能力、資金種類、用途目的により連帯借受人を設定することが必要な場合があります。
- 連帯借受人を設定されていても、連帯保証人の設定を求めることがあります。

連帯保証人

- 借受世帯の生活の安定への援助を行い、借受世帯の償還困難時には債務を履行することができる方を連帯保証人とします。
- 借受世帯と別世帯の方
- 借受人と同一県内に居住している方
- 住民税(所得割)が課税されている方(住民税を滞納している方は連帯保証人として認められません)

貸付までの流れ

- 平成27年4月から生活困窮者自立支援制度の施行に伴って、資金種類によって借入申込みの流れが一部変更になりました。(詳しくはホームページをご覧ください。)
- 申込は、市町村社会福祉協議会が窓口となります。
- 他の施策や制度の利用が可能な場合には、他方を優先していただきます。(母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構による奨学金、県奨学金貸与事業、日本政策金融公庫、商工会の貸付制度等)
- 既に購入・発注および支払済の経費は貸付対象とはなりません。
- 申請内容の達成までに必要な経費や申込から資金交付までの期間を考慮した計画作成が必要となります。
- 借入申込書および提出資料をもって総合的審査を行い判断いたします。
(貸付不承認の理由については開示しません。)
- 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また借り受けた資金の用途をみだりに変更したり、他の事由に流用した場合には、資金を即時に返還していただきます。



償還について

- 償還は据置期間後、償還計画に基づき口座振替または払込取扱票により、原則月賦にて返済いただきます。資金種類ごとに償還期間が決められています。
- 償還にかかる手数料(口座振替手数料・払込手数料)は借受人に負担していただきます。
- 借受人等が貸付金を定められた償還期間までに支払われなかったときは、延滞元金につき延滞利子(年5%)を徴収します。

